

平成28年3月14日  
第63回中小企業退職金共済部会  
資料4-1

## 退職金の確実な支給に向けた取組について

平成28年3月14日  
厚生労働省労働基準局

# 1 退職金未請求者に対する請求勧奨（一般中退）

## (1) 2年経過後の未請求退職金の状況

年 度	① 未請求者数	② 未請求退職金額 (千円)	③ 退職金等受給権者数 ( )内は退職した年度※	④ 未請求者 の比率 【①/③】
22年度	5,096	1,979,556	311,253 (H20)	1.64%
23年度	5,087	2,029,725	281,986 (H21)	1.80%
24年度	4,735	1,976,714	274,385 (H22)	1.73%
25年度	4,403	1,974,122	277,650 (H23)	1.59%
26年度	3,907	1,744,453	279,076 (H24)	1.40%

## (2) 5年経過後の未請求退職金の状況

年 度	① 未請求者数	② 未請求退職金額 (千円)	③ 退職金等受給権者数 ( )内は退職した年度※	④ 未請求者 の比率 【①/③】
22年度	5,243	1,594,964	268,178 (H17)	1.96%
23年度	5,196	1,524,108	277,341 (H18)	1.87%
24年度	4,823	1,452,794	287,773 (H19)	1.68%
25年度	4,760	1,541,805	311,253 (H20)	1.53%
26年度	4,348	1,477,891	281,986 (H21)	1.54%

※退職等により、( )内の年度に受給権が発生した者の総数であり、このうち2年又は5年経過後も退職金等の請求をしていない者が①である。

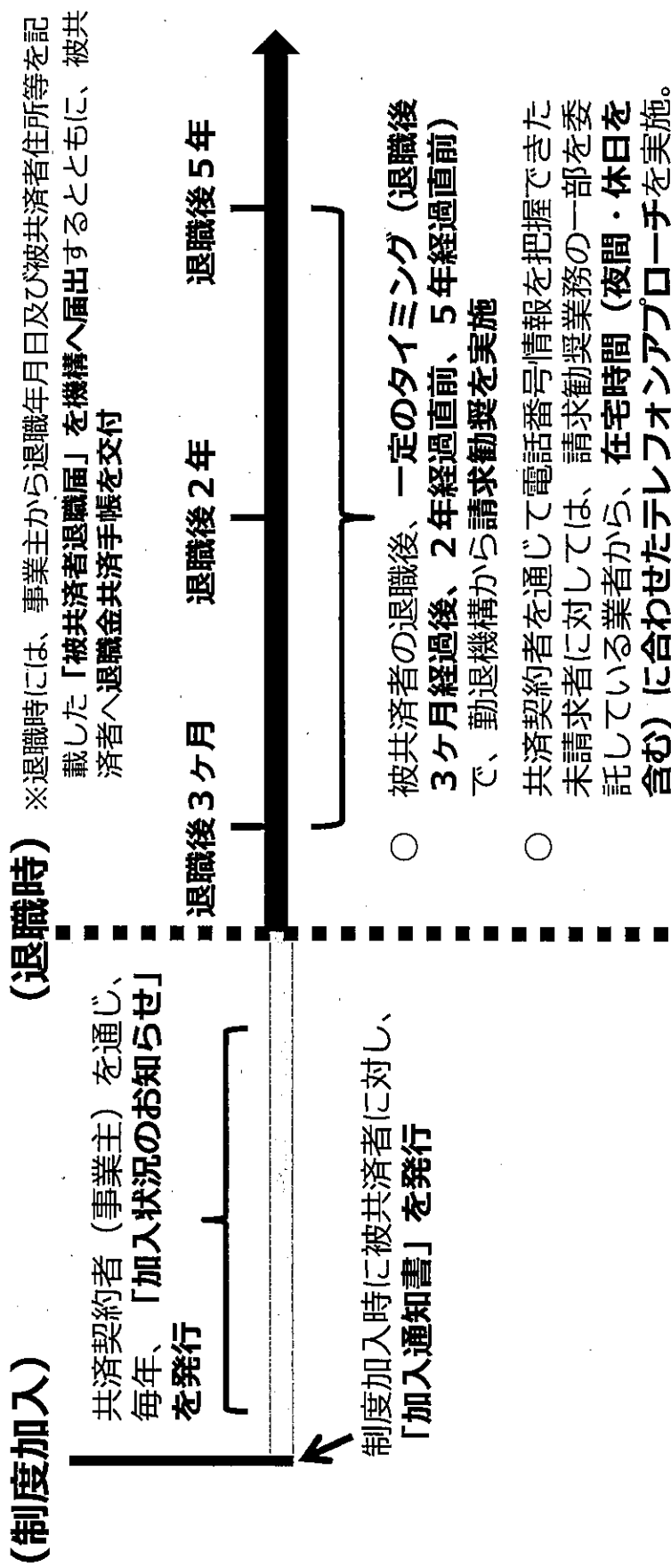
## (3) 退職金未請求者に対する主な取組

年 度	退職後の請求勧奨件数				テレフォン アプローチ数	その他の取組
	①退職後 3ヶ月経過後	②退職後 2年経過直前	③退職後 5年経過直前	④退職後 5年経過		
22年度	6,060	1,191	-	9,122	-	・ホームページへ未請求に関する注意喚起文を掲載 (平成19年度から継続実施)
23年度	4,916	3,642	334	3,738	1,322	・モバイルサイトを構築するとともに、「退職金（解約手当金）請求書」の裏面へQRコードを記載
24年度	8,318	4,714	413	5,988	1,210	・「被共済者退職届」に従業員の住所記載を規定 (平成25年1月省令改正)
25年度	17,976	5,679	369	845	1,038	・退職金500万円以上の未請求者への再度の請求要請 ・未請求対策の効率化、円滑化を推進するため、要請業務の外部委託を実施
26年度	18,189	5,360	1,677	2,013	1,119	・退職金300万～500万未満の者への再度の請求要請

※数値は延べ数である。

## 2 退職金未請求者に対する主な取組（一般中退）

制度加入時から退職後まで、以下のとおり加入状況の通知・退職金の請求勧奨を実施



### 【今後の取組】

- 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」の成立を踏まえて、今後、機構が把握している住所から転居したこと等により住所不明となった方等について、**住基ネットとマイナンバーを活用し住所確認を行う**ことにより、連絡を取ることでできなかつた方についても請求勧奨を行うことが可能となる。

### 3 長期未更新者に対するこれまでの取組（特定業種）

#### ○長期未更新者調査の結果

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
建退共	長期未更新者調査対象者数	31,048	29,201	27,648	28,159
	うち手帳更新となった数	3,715	2,944	3,163	3,114
	うち退職金請求手続となった数	1,842	1,366	1,419	1,172
	うち就労が確認できた数（※）	8,777	8,356	7,707	7,996
清退共	長期未更新者調査対象者数	35	54	39	26
	うち手帳更新となった数	0	10	2	1
	うち退職金請求手続となった数	7	20	5	13
	うち就労が確認できた数（※）	28	24	32	8
林退共	長期未更新者調査対象者数	161	157	289	296
	うち手帳更新となった数	17	26	44	26
	うち退職金請求手続となった数	57	41	26	39
	うち就労が確認できた数（※）	47	60	135	130

（※）手帳更新に至るまでの就労日数に満たない者が現在就労している者が該当。

#### 長期未更新者調査とは

⇒ 直近の更新申請を行った事業主を通じての現況調査（郵送調査及び電話調査）

#### 【建退共の長期未更新者調査】

各年度当初において、新たに発生した長期未更新者（過去3年間共済手帳の更新がない被共済者）を対象に調査を実施。

#### 【清退共・林退共の長期未更新者調査】

各年度当初において、新たに発生した長期未更新者（過去3年共済手帳の更新がなく、掛金納付月数24月以上の被共済者）を対象に実施。

## 4 長期未更新者に対する主な取組（特定業種）

### 業界引退者への確実な退職金支給のための取組

#### 1 加入通知の実施

- 新規加入の被共済者に対し、機構から直接、共済制度に加入したことを通知

#### 2 手帳更新、退職金請求の要請

- 長期未更新者（過去3年間共済手帳の更新のない被共済者）に対する現況調査の実施
- 上記の取組後、共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者へ直接、手帳更新、退職金請求を要請

#### 3 被共済者管理システムの整備

- 共済手帳申請書・共済手帳への住所記載を徹底し、新規加入時、共済手帳の更新時、長期未更新者調査時に入手した被共済者住所情報をデータベース化
- 長期未更新者の年齢別、未更新期間別、共済手帳の更新冊数別、退職金試算額別の状況等が集計できるようシステムを抜本的に改修

#### 4 今後の取組

- 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」の成立を踏まえて、住所把握が困難である被共済者についても住基ネットとマイナンバーを活用し住所確認を行うことにより、請求勸奨を予定

# (参考) 未請求退職金の発生防止対策の強化

※第62回中小企業退職金共済部会提出資料

- 一般の法改正により、勤退機構が行う退職金の支給に関連する一連の事務において、住基ネット・マイナンバーの利用が可能となった。
- 未請求退職金の発生防止対策の強化として、一般の中退共制度において、共済契約者が、被共済者が退職した旨の届出を勤退機構に提出する際に、マイナンバーの記載を求めることとする。【省令事項】

## <マイナンバーを利用した住基ネット活用のイメージ>

